

【コピー、転送、回覧など多くの人にお渡しください。各団体各地の活動をお知らせ下さい】

メールニュース

No.22-23
2022年 5月17日

安保破棄中央実行委員会

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町 2-11-13
TEL03-3264-4764 FAX03-3264-4765

土地利用規制法の「注視区域」「阻害行為」など 6月一部施行前に内容を示せ 安保中央など「共同行動」が要請



要請する8団体=12日、参議院議員会館

「土地利用規制法の廃止を求める共同行動」の8団体（自由法曹団、憲法会議、国民救援会、日本平和委員会、国民大運動実行委員会、憲法共同センター、全国革新懇、安保破棄中央実行委員会）は5月12日、同法が6月1日に一部施行になる前に、「注視区域」の指定や「機能を阻害する行為」の内容などを明確にすることを求めて要請を行い、12人が参加しました。

憲法共同センターの小田川義和共同代表は、付帯決議で基本方針を明確にすることになっているので、改めて①「注視区域」「特別注視区域」の指定候補区域を明らかにし、関係自治体の意見や要望を聴取する、②「機能を阻害する行為」の内容を明らかにする、

③法律施行前に国民の意見を聞くためのパブリックコメントを実施することを求めました。

内閣府の担当者は、区域の指定については土地利用状況審議会の審議を踏まえて決定するので、現時点では「答えられない」と述べ、機能を阻害する行為への勧告については「運用基準」を設ける予定であるとしながらも現時点では決まっていないと答えました。

自治体からの意見や要望の聴取については、関係地方自治体からは聴取する予定であるとしましたが、市町村と都道府県両方から聴取させることが課題です。パブリックコメントは、行政手続き法上の命令に該当する場合は実施すると答えました。

参加者からは、「南西諸島の島全体が区域指定になるか」という質問に担当者は、「どこの島とは言えないがなり得る」と回答。陸自ミサイルが配備される奄美大島や宮古島、石垣島などが危惧されます。「反戦デモが阻害行為とされるか」「区域指定が施行後、増えることはないか」「阻害行為は現行法で違法なものだけに限定すべきだ」など、意見や要求が出されました。



記念講演会=12日、衆議院議員第2会館

赤嶺政賢・衆議院議員が「沖縄のこれまでとこれからを考える」の題で記念講演を行いました。赤嶺氏は、沖縄の戦後の歴史は米軍基地の基で、犠牲と苦難の道であったことを自分の子ども時代から語りました。平和で豊かな沖縄の実現に向けた「建議書」の意義を強調し、沖縄のたまたかの展覧会を示しました。

特別発言は、「子どもたちの上を米軍機は飛ばさないで」と求める「コドソラ」の宮城智子・与那城恵美さん、名護平和員会の上野郁子さん、石垣島に軍事基地をつくらせない市民連絡会の藤井幸子さんらが行いました。

講演会には安保中央を含めて200人が参加しました。

「沖縄・施政権返還50年記念講演会」が5月12日、ユーチューブ配信を兼ねて日本平和委員会主催、安保破棄中央実行委員会、基地のない平和な沖縄をめざす会の協賛で開かれました。

沖縄返還
50年記念
講演会

赤嶺政賢衆議院議員 「建議書」意義語る
全国連帯で米軍基地撤去を

「復帰50年の沖縄と連帯し、基地のない平和で誇りある 豊かな沖縄をめざす行動強化期間」

5月15日（日）～29日（日）は、沖縄に連帯して宣伝・署名や学習活動期間です。安保破棄中央実行委員会は5月23日（金）、新宿駅西口で宣伝・署名を行います。

「辺野古新基地建設反対、普天間基地即時閉鎖・撤去」など沖縄関係の各種署名を5月25日に国会提出します。